## 令和2年3月3日

# 第2回 日南町議会定例会議案

日 南 町

#### 議案第5号

権利の放棄について (水道料金債権)

次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条 第1項第10号の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

- 1 放棄する権利 水道料金債権(督促手数料を含む。)
- 2 放棄する債権額等
- (1) 件 数 2件
- (2) 債権額 11,574円
- 3 放棄の理由 債務者の破産事件終結により、債権の放棄を行うもの。
- 4 放棄の時期 議決の日

### 議案第5号資料

N	Vo	債務者	未収額	措置	経過
	1	A	水道料11,414円+督促料160円	債権放棄(議会議 決)	債務者の破産事件終結により、 債権の放棄を行うもの。

債権放棄 水道料金11,414円+督促料160円 1人 2件

#### 議案第6号

権利の放棄について(町営住宅使用料債権)

次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条 第1項第10号の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

- 1 放棄する権利 町営住宅使用料債権(督促手数料を含む。)
- 2 放棄する債権額等
- (1) 件数 2件
- (2) 債権額 65,800円
- 3 放棄の理由 債務者の破産事件終結により、債権の放棄を行うもの。
- 4 放棄の時期 議決の日

No	債務者	未収額	措置	経過
1	A	町営住宅使用料65,640 円+督促料160円	債権放棄(議会 議決)	債務者の破産事件終結により、 債権の放棄を行うもの。

債権放棄 町営住宅使用料65,640円+督促料160円 1人 2件

#### 議案第7号

工事請負契約の変更について (日南町デジタル防災行政無線(同報系・移動系)整備工事)

次のとおり工事請負契約を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第 1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

- 1. 工 事 名 日南町デジタル防災行政無線(同報系・移動系)整備工事
- 2. 変更契約の金額 契約金額「371,520,000円」を「365,482,800円」とする。 (変更による減額6,037,200円、消費税込み)
- 3. 契約の相手方 広島市中区八丁堀5番7号 パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社 中国社 社長 今井 克博

#### 議案第8号

工事請負契約の変更について(令和元年度 日南町TOWNS-NET光化工事(第1期))

次のとおり工事請負契約を変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第 1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

- 1. 工 事 名 令和元年度 日南町TOWNS-NET光化工事(第1期)
- 2. 変更契約の金額 契約金額「679,800,000円」を「606,490,500円」とする。 (変更による減額73,309,500円、消費税込み)
- 3. 契約の相手方 鳥取県鳥取市西品治字田島前ノ二816番地1 株式会社中電工 鳥取統括支社 執行役員支社長 二反田 正克

#### 議案第9号

日南町過疎地域自立促進計画の一部変更について

次のとおり、日南町過疎地域自立促進計画の一部を変更することについて、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第6条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

日南町長 中村 英明

計画の中で平成28年度から令和2年度までの期間に過疎債の財政支援を受けて実施する事業名と事業内容の一部を変更する。

別紙、新旧対照表のとおり。

### 過疎地域自立促進市町村計画(変更)

区分		変 更 前					変 更 後			備考	
1. 産業の振興	化の推進により 産業の振興を図 る商業ゾーンを	た、一次産業だけの産業振興から脱却し、6次産業 推進により、道の駅等への集客、交流の拡大と地場 の振興を図るとともに、中心地域に道の駅を核とす 業ゾーンを整備し、町外からの誘客による商業の振 どを進め、活力と魅力ある町を創造していきます。					P. 11の本文中 また、一次産業だけの産業振興から脱却し、6次産業化の推進により、道の駅等への集客、交流の拡大と地場産業の振興を図るとともに、中心地域に道の駅を核とする商業ゾーンを整備し、町外からの誘客による商業の振興などを進め、活力と魅力ある町を創造していきます。さらに、新たな人材獲得のため、開業・企業支援に取り組んでいきます。				
	P. 12の表中	T	,			P. 12の表中	1	Г			
	事業名	事業内容	事業主体	備考		事業名	事業内容	事業主体	備考		
	(1) 基盤整備 農業	しっかり守る農村基盤交付金	町			(1) 基盤整備 農業	しっかり守る農村基盤交付金	町			
		基盤整備事業負担金	町				基盤整備事業負担金	町			
	林業	公有林整備(保有管理等) 町			林業	公有林整備(保有管理等)	町				
		町産材利用促進助成	丁産材利用促進助成 町			町産材利用促進助成	町				
	合板・製材生産性強化支援事業				合板・製材生産性強化支援事 業	町					

林業成長産業化対策事業	町	
日野川の森林木材団地整備事 業	町	

	林業成長産業化対策事業	町	
	日野川の森林木材団地整備事 業	町	
	<u>町産材加工施設改修事業</u>	町	

#### P. 13-14の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(9) 過疎地域自立促 進特別事業	(略)	町	
	産業遺産の活用に向けた学術 調査事業(略)	町	
	町産米検査料助成事業 (略)	町	
	雌牛導入奨励事業 (略)	町	
	ワークライフバランス推進事 業 (略)	町	
	観光ウェブサイト制作委託事業 (略)	町	
	古民家活用体験事業 (略)	町	
	小規模事業者経営改善資金利 子補給事業 (略)	町	
	にちなん食のバザール補助事 業 (略)	町	

#### P. 13-14の表中

事業名	事業内容	事業主体	備考
(9) 過疎地域自立促 進特別事業	簡易水道原水等のペットボトル化(略)	町	
	産業遺産の活用に向けた学術 調査事業(略)	町	
	町産米検査料助成事業 (略)	町	
	雌牛導入奨励事業 (略)	町	
	ワークライフバランス推進事 業 (略)	町	
	観光ウェブサイト制作委託事業 (略)	町	
	古民家活用体験事業 (略)	町	
	小規模事業者経営改善資金利 子補給事業 (略)	町	
	にちなん食のバザール補助事 業 (略)	町	

						社員住宅整備補助事業 (空き家の利活用と町内企業 の雇用促進を図るため、町内 施工業者を活用して改修した 住宅に従業員を入居させた事 業者に対して補助を行う) おしごとフェア委託事業 (保育園・小学校の早い段階 で仕事に触れる機会をつく り、町内企業への関心、働く 意欲の創出を図る。)	<u>町</u>	
2. 交通通信体系の整	P. 19の表中				P. 19の表中			
備、情報化及び地域間交 流の促進	事業名	事業内容	事業主体	備考	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(6) 電気通信施設等 情報化のための施設 防災行政用無線 施設	行政防災無線更新(デジタル 化)	町		(6)電気通信施設等 情報化のための施設 防災行政用無線 施設	行政防災無線更新(デジタル 化)	町	
	その他情報化のための施設	その他の情報化のための施設 (地域チャンネルHD化)	町		その他情報化の ための施設	その他の情報化のための施設 (地域チャンネルHD化)	町	
	有線テレビジョ ン放送施設	CATV設備等の更新に向け ての施設整備事業(FTTH 化)	町			<u>町関連施設光化工事</u>	<u>町</u>	
					有線テレビジョ ン放送施設	CATV設備等の更新に向け ての施設整備事業(FTTH 化)	町	
3. 生活環境の整備	施設及び農業集業 す。上下水道の多 ら財務状況を検討	事業による各種施設整備に 客排水処理施設への接続I 効率的な維持管理と料金改 证しつつ、民間業者による 業会計法適用化の整備を進	事を実施 (正を行い) (証持管理	しま なが	施設及び農業集系 す。上下水道の ら財務状況を検 の委託と公営企	事業による各種施設整備に を排水処理施設への接続工 効率的な維持管理と料金改 証しつつ、民間業者による 業会計法適用化の整備を進 象等による災害時の水の確	事を実施 て正を行い。 を維持管理 がます。	しま なが 業務

	P. 22の表中		_		P. 22の表中			
	事業名	事業内容	事業主体	備考	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(1)水道施設 簡易水道	簡易水道統合整備事業	町		(1)水道施設 簡易水道	簡易水道統合整備事業	町	
		家庭用水施設整備推進事業	町			家庭用水施設整備推進事業	町	
					<u>その他</u>	給水施設整備事業	<u>町</u>	
教育の振興	P. 31-32の表中				P. 31-32の表中			
	事業名	事業内容	事業主体	備考	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(1)学校教育関連施 設 校舎	老朽施設の改修	町		(1)学校教育関連施 設 校舎	老朽施設の改修	町	
	教職員住宅	教員住宅整備改修	町		教職員住宅	教員住宅整備改修	町	
	屋内運動場	照明機器等改修	町		屋内運動場	照明機器等改修	町	
	その他	衛生設備改修	町		その他	衛生設備改修	町	
					給食施設	給食施設整備改修	<u>町</u>	
	P. 32の表中				P. 32の表中			
	事業名	事業内容	事業主体	備考	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(4) 過疎地域自立( 進特別事業	足 学校や家庭における教育支援 (略)	町		(4) 過疎地域自立促進特別事業	<ul><li>学校や家庭における教育支援 (略)</li></ul>	町	
		国際交流事業 (略)	町			国際交流事業 (略)	町	

I C T 教育の充実 (略)	町	
高等学校教科書等助成事業 (略)	町	
高等学校等通学費等助成事業町(略)	町	

I C T 教育の充実 (略)	町	
高等学校教科書等助成事業 (略)	町	
高等学校等通学費等助成事業町(略)	町	
米飯給食負担金支援事業 (日南町内の児童・生徒に対 して町が推進している米飯給 食のうち、米代金を補助し、 物価が上昇している中、保護 者の負担軽減を図る)	町	

### 過疎地域自立促進市町村計画参考資料

議案第9号資料

1. 事業計画(平成28年度~令和2年度)

単位:千円

- L 1511/4			- NIC			3	変更後			
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	度	別	区分	<del>'</del>	備考
"BXC=73				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	1佣 有
1. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	しっかり守る農村基盤交付金	町	71,000	11,000	15,000	15,000	15,000	15,000	
		基盤整備事業負担金	県	35,700	2,100	4,800	10,900	5,300	12,600	
	林業	公有林整備 (保育管理等)	町	136,000				68,000	68,000	
		町産材利用促進助成	町	900				450	450	
		合板·製材生産性強化支援事業	町	83,400	83,400					
		林業成長産業化対策事業	町	523,736		48,486	106,250	190,000	179,000	
		日野川の森林木材団地整備事業	町	620,000				620,000		
		町産材加工施設改修事業	町	3,025				3,025		
	(3) 経営近代化施設 農業	農業機械導入補助	町	19,850			2,850	0	17,000	
	林業	高性能林業機械導入補助	町	35,000			35,000			
	(7)商業 共同利用施設 その他	中心地域整備事業 隣接地等整備	町	6,000				3,000	3,000	

± 1./5.%			- 116			3	変更後			
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	度 度	別	区	<del>'</del> r	備考
,,_,,,_,,				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	I用 力
	(8) 観光又はレクリエーション	観光・レクリエーション施設整備	町	29,500	8,500	12,100	4,300	2,300	2,300	
		歴史·産業遺産施設整備等	町	2,000				1,000	1,000	
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	新規就農者ハウス等整備助成(就農の際の初期投資にかかるハウス等 整備に対する助成を行う)	町	30,664	5,562	6,977	6,125	6,000	6,000	
		トマトハウス団地造成事業(ハウス 団地の整備を支援することによって、地域における農業の生産額拡大 や担い手の育成を図る)	町	7,000			7,000	0	0	
		企業支援対策(補助交付、貸付金、機器リース助成)(企業等の誘致や新たな起業の活性化を図るため、助成金や貸付け等を行う)	町	42,500	5,500	6,700	10,300	10,000	10,000	
		観光ガイドボランティア育成への支援等(観光ガイドボランティア育成への支援等(観光ガイドボランティアを育成、活用し町の交流人口拡大を図る)	町	730	30		500	100	100	
		観光ガイドブックの作成(町の紹介冊 子等を作成し、観光客誘致と情報発 信を図る)	町	4,200	4,200					
		原木価格安定対策事業(木材加工 流通業者の仕入れ価格を軽減する ことで、林業関係者の経営安定を図 る)	町	170,000	34,000	34,000	34,000	34,000	34,000	

<b>点上归</b> 米			<b>市 *</b>			3	変 更 後			
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	度	別	区分	<del>}</del>	備考
				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	I用
		担い手集積助成事業(担い手農家 への農地集積を促進し、遊休農地の 減少と特定農業団体の育成を図る)	町	22,000	4,400	4,400	4,400	4,400	4,400	
		農業者支援補助事業(農機具等の 導入費に対し一部助成を行うこと で、農業者の生産意欲拡大を図る)	町	18,800	5,000	2,500	2,100	4,200	5,000	
		山林情報バンク事業委託(山林・林 業情報を管理し、町外在住の山林所 有者に適正な情報の提供を図り、適 正な管理を実施する)	町	1,845	1,845					
		野菜等振興補助(農産物の産地として更なる発展のため、生産者に対して種苗代等を助成し農業の振興を図る)	町	76,000	14,000	17,000	15,000	15,000	15,000	
		特産品ブランド化事業(現在の特産 品である一次産品から新たな日南ブランドの特産品を作り販売することに よって、農業を含めた産業の振興を 図る)	町	2,000			2,000	0	0	
		トマト選果場利用促進事業(出荷者に対し選果場利用料の一部を補助することによって、利用と供給量の増加を促し農業の振興に繋げる)	町	32,300	6,000	6,000	7,000	7,000	6,300	
		簡易水道原水等のペットボトル化(地域の産業資源を活かした商品開発により産業の振興を図る)	町	2,000	1,000	1,000				

± ± /D.)#				<del>-</del>				変更後			
自立促進 施策区分	事業名	(施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	度 度	別	区	<del>'</del> }	備考
					事業費	H28	H29	H30	R1	R2	VIII 75
			産業遺産の活用に向けた学術調査 事業(産業遺産による観光振興に向 けて学術的価値・保存の方法等を調 査する)	町	600	600					
			町産米検査料助成事業(町内産の 新米検査に対して助成することで、 生産意欲の向上を図る)	町	24,731	4,190	4,736	6,805	4,300	4,700	
			雌牛導入奨励事業(和牛畜産農家 が繁殖雌牛を導入する際、その導入 金額の一部を助成することにより、 畜産農家の意欲・所得の向上及び 畜産の振興を図る)	町	3,500	1,000	1,000	1,000	0	500	
			ワークライフバランス推進事業(仕事 と生活の調和を目指した取組みを支 援し、人手不足の解消を図る)	町	900	900					
			観光ウェブサイト制作委託事業 (観光を産業振興として取り組む中で、戦略的な情報発信が不可欠であるため、『観光情報発信ウェブサイト』を新たに立ち上げる。)	町	5,000		5,000				
			古民家活用体験事業 (町内に複数残る古民家を拠点として、本町の最大の観光資源である「自然」「農」を活用した体験型観光メニューの開発等を行う。)	町	7,500		3,000	1,500	1,500	1,500	
			小規模事業者経営改善資金利子補給事業 (日本政策金融公庫が取り扱う融資制度のうち、『小規模事業者経営改善資金(マル経融資)』にかかる資金利子の一部を助成する。)	町	961		146	215	300	300	

						3	変更後			
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	度	別	区分	宁	備考
25717275				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	1
		にちなん食のバザール事業補助金 (日南町で生産される農産物や農産 加工品等の販売機会の拡大、地産 地消の推進及び食を中心とした誘客 による交流人口増加を図る事業の 実施に要する経費を交付する)	町	8,288				4,144	4,144	
		社員住宅整備補助事業 (空き家の利活用と町内企業の雇用 促進を図るため、町内施工業者を活 用して改修した住宅に従業員を入居 させた事業者に対して補助を行う)	町	2,000					2,000	
		おしごとフェア委託事業 (保育園・小学校の早い段階で仕事 に触れる機会をつくり、町内企業へ の関心、働く意欲の創出を図る。)	町	550					550	
	(10) その他	鳥獣害防止対策	町	80,347	10,787	12,860	18,900	18,900	18,900	
	小 計	_	_	2,110,527	204,014	185,705	291,145	1,017,919	411,744	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	_	_	464,069	88,227	92,459	97,945	90,944	94,494	
	過疎債ソフト分事業実施分	<u> </u>	<u> </u>	464,069	88,227	92,459	97,945	90,944	94,494	
	温疎債ソフト分 基金積立分	——————————————————————————————————————	_							
	基金取崩分	_	_							
系の整備、情 報化及び地域	(1) 市町村道 道路	霞福塚線改良 L=320m, W=5.5(7.0)m	町	184,556	2,406	38,050	44,100	50,000	50,000	
間交流の促進		大菅阿毘縁線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	129,000			43,000	43,000	43,000	
		古市佐木谷線改良 L=300m, W=5.5(7.0)m	町	25,000				25,000		

± 1 /5 1/6				vite			3	変 更 後			
自立促進 施策区分	事 業 名	(施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	度	別	区分	र्भ	備考
					事業費	H28	H29	H30	R1	R2	ر, تبارا
			生山印賀線改良 L=800m, W=5.5(7.0)m	町	113,061	41,061		16,000	26,000	30,000	
			福万来佐木谷線改良 L=700m, W=5.5(7.0)m	町	133,000				70,000	63,000	
			佐木谷虫尾線改良 L=200m, W=4.0(5.0)m	町	35,000				15,000	20,000	
			日南中学校線改良 L= 70m, W=5.5(9.0)m	町	140,000				30,000	110,000	
			立石吉鈩線改良 L= 300m, W=4.0(5.0)m	町	70,000				10,000	60,000	
			野田塚原線改良 L= 220m, W=5.5(7.0)m	町	33,075	33,075					
			町道内方線 L=400m W=4.0(5.0)	町	90,000	5,238	32,800	36,000	15,962		
			北の原権現線補修 L=700m, W=4.5(5.5)m	町	20,000				15,000	5,000	
			舗装修繕・霞福塚線外19路線	町	131,435	9,435	10,500	31,500	40,000	40,000	
			法面修繕 日南病院線ほか10路線	町	168,607	47,107	29,100	12,400	40,000	40,000	
			トンネル修繕三国山線	町	5,748	5,748					
			町道落石危険防止対策事業	町	70,000	28,760	10,275	10,000	10,000	10,000	

± ± /5 >#			<b>→</b> ₩			3	変更後			
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	度	別	区	<del>'</del> }	備考
				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	NH 75
	橋りょう	橋りょう補修 塚原上石見線外21路線	町	108,016	35,366	39,650		23,000	10,000	
	(3) 林 道	林道内方線新設改良 L=2,000m, W=3.0(4.0)m	町	388,586	54,586	72,000	83,000	175,000	4,000	
		森林基幹道窓山線整備負担金 L=5,800m, W=3.0(4.0)m	鳥取県	6,624	2,424	4,200				
		道整備交付金県営事業負担金 L=825m, W=3.0(4.0)m	鳥取県	23,317	3,067	6,750	6,000	7,500		
		県営窓山林道整備事業負担金 L=250m,	鳥取県	52,498	5,490	8,383	9,750	16,875	12,000	
		林道船通山線法面修繕事業	町	87,000			17,000	20,000	50,000	
	(6)電気通信施設等 情報化のための施設 防災行政用無線施設	行政防災無線更新(デジタル化)	町	700,000			318,000	382,000		
	その他情報化のための施設	その他の情報化のための施設(地域 チャンネルHD化)	町	11,394	11,394					
		町関連施設光化工事	町	14,020					14,020	
	有線テレビジョン放送施設	CATV設備等の更新に向けての施 設整備事業(FTTH化)	町	874,998			33,156	666,820	175,022	
	(7) 自動車等 自動車	町営バス9台購入	町	140,900	18,600	30,900	29,900	32,600	28,900	

± ± 10.14			- 414				変更後			
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	度	別	区	分	備考
				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	iπ -cσ
	(9) 道路整備機械等	除雪ドーザ6台	町	79,411	17,626	9,785	10,000	17,000	25,000	
	(11) 過疎地域自立促進特別事業	災害時緊急情報システム導入(災害情報等をケーブルテレビなどに表示するためのシステムを導入し住民の安全を図る)	町	3,800	1,700	1,700	400			
		タクシー利用助成(町単独で実施するタクシー利用助成を行い、地域交通の確保を図る)	町	53,800		19,000	11,600	11,600	11,600	
		県境を跨いだ広域バス運行への補助(バス路線への運行助成を行い、 地域交通の確保を図る)	町	2,700	500	400	600	600	600	
		日南町いきいき定住促進条例に基づいた交付金事業(人口増加・定住を促進するために設置した同条例に基づき、条件を満たした移住・定住者に結婚祝い金・定住奨励金・住宅改修補助金を交付する)	町	16,400	2,000	2,250	4,050	4,050	4,050	
		集落除雪対策支援事業 (生活道・歩道・高齢者世帯など地域 で必要な除雪作業を行うため、地域 が主体となって導入する除雪機に対 して補助金を交付する)	町	30,000				14,000	16,000	
	(12) その他	バス停設置助成	町	4,000				2,000	2,000	
		生山駅バリアフリー化	町	40,000				40,000		
	小 計	_	_	3,985,946	325,583	315,743	716,456	1,803,007	824,192	

<b>4.4.10.14</b>			± **			3	変更後			
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事 業 主 体	概算	年	-	別		分	備考
				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	<u> </u>	106,700	4,200	23,350	16,650	30,250	32,250	
	過疎債ソフト分 事業実施分	_	_	106,700	4,200	23,350	16,650	30,250	32,250	)
	過疎債ソフト分 基金積立分	_	_							
	基金取崩分	<u> </u>	_							
3. 生活環境の 整備	(1) 水道施設 簡易水道	簡易水道統合整備事業	町	450,000	60,000	196,000	94,000	50,000	50,000	
		家庭用水施設整備推進事業	町	3,040				1,520	1,520	
	その他	給水施設整備事業	町	3,507					3,507	
	(2) 下水道処理施設 農村集落排水施設	農業集落排水処理施設整備事業	町	103,200				53,200	50,000	
		净化槽市町村整備推進事業	町	58,000	8,700	4,100	15,100	15,100	15,000	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	清掃センタ一設備改修	町	163,847	34,294	9,553	40,000	40,000	40,000	
	し尿処理施設	汚泥再生処理センター設置負担金	三町	265,737	265,737					
	その他	プラスチック選別処理施設整備事業	西部広域	50,300	50,300					
	(5) 消防施設	可搬消防ポンプB3級 10台	町	16,607	4,500 3台	3,800 2台	2,607 2台	1,900 1台	3,800 2台	
		耐震性貯水槽整備 2基	町	33,400		16,700 1基		16,700 1基		

± ± 10.14			- 114			3	変更後			
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年		別	区分	分	備考
				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	,,,,, J
		公設消防車 1台	町	27,831			27,831 1台			
		消火栓 5基	町	10,600	800 1基	800 1基	3,000 3基	3,000 3基	3,000 3基	
	(7) 過疎地域自立促進特別事業	賃貸住宅建設促進事業(不足する住宅確保を行い、集落の維持を図るため、賃貸住宅を整備する者が建設資金の借入れを行う際の利子助成を行うことで建設を促す)		6,376	1,081	865	1,464	1,599	1,367	
		集会所等の整備助成(地域の防災 拠点となる集会所・消防施設等の整備・改修を支援することにより、地域 の防災力の向上を図る)	町	13,600	5,600	5,000	3,000			
		住宅改修助成(住宅改修費の一部に助成し住宅環境を改善することで、空き家・廃屋を未然に防ぐと共に、空き家の撤去を行い安心安全な景観をつくる)	町	42,000	14,000	14,000	14,000			
		簡易水道施設管理システム導入事業(公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	2,600			2,600			
		簡易水道施設監視システム導入事業(現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	29,600			29,600			
		公営企業会計法適用化事業(公営 企業会計の導入に向け、現在有す る資産等を正確に把握する)	町	7,000			7,000			

± ± /D.\			- 4114			3	変 更 後			
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	度 度	別	区	分	備考
				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	HII '7
		農業集落排水処理施設管理システム導入事業(公営企業会計システムを導入し、経済性の発揮と公共の福祉の増進を図る)	町	2,600			2,600			
		農業集落排水処理施設監視システム導入事業(現在人海戦術で行っている施設の監視をICT化し、省力化を図る)	町	25,000			25,000			
		公営企業会計法適用化事業(公営 企業会計の導入に向け、現在有す る資産等を正確に把握する)	町	25,900		18,900	7,000			
		定住促進住宅建設助成事業 (人口減少が続く本町において、転 入者等の定住促進対策として、生山 駅に近く、利便性の高い町有地を安 価で賃借し、新築する住宅に対して 補助金を交付する。)	町	16,800		4,300	12,500			
	(8)その他	河川掘削維持工事	町	4,000				2000	2000	
	小 計	_	_	1,361,545	445,012	274,018	287,302	185,019	170,194	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	_	<u> </u>	171,476	20,681	43,065	104,764	1,599	1,367	
	過疎債ソフト分 事業実施分	_	_	171,476	20,681	43,065	104,764	1,599	1,367	<b></b>
	過疎債ソフト分基金積立分	<u> </u>	_							
	基金取崩分	—	<u> </u>							
4. 高齢者等の 保健及び福祉 の向上及び	・ (1) 高齢者福祉施設 その他	特別養護老人ホームデイサービスセンター 特殊介護浴槽購入	町	5,600	5,600					
		高齢者福祉施設の改修	町	8,100	4,100			2,000	2,000	

± 1./5.1/5			- NIK				変更後			
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	度	別	区	<b>ने</b>	備考
				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	C. 1911
		高齢者福祉施設の設備機器更新	町	62,300		21,700	10,600	15,000	15,000	
		デイサービスセンターの整備	町	260,900				13,400	247,500	
	高齢者生活福祉センター	高齢者生活福祉センターの改修	町	3,000					3,000	
	老人ホーム	サービス付き高齢者住宅の整備	民間	515,800				20,800	495,000	
	(3)児童福祉施設 保育所	保育施設の改修・更新	町	800	800					
		保育園プレジャーキッズ整備	町					4,928		
	(5)障がい者福祉施設 障がい者支援施設	障害者グループホーム整備	町	13,300		13,300				
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	ワークライフバランス支援(子どもの見守り を行うことで、仕事と家庭のバランス を保ち、子育てしやすい環境を目指 す)	町	22,000		5,500	5,500	5,500	5,500	
		介護福祉人材育成奨学金制度(介護人材の育成・確保を目的に、介護系資格の取得を目指す学生に対し、奨学金を貸与する。卒業後、一定の条件を満たした場合、返還を免除する)	町	20,470	470	5,000	5,000	5,000	5,000	
		家庭看護力の向上(診療に携わる小児科医師より、子どもの急変時等の対処法を直接聴き、保護者及び家族の家庭看護力を向上させ、不安軽減を図るとともに適切な医療受診行動を取れるように支援する)	町	3,060	400	665	665	665	665	

± 1 /5 1/6			vile			3	変更後			
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	度 度	別	区分	分	備考
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	1佣 45
		在宅育児世帯支援事業 (親子の愛着形成と子育て環境の充実を図り、子どもの人口増加及び豊かで活力ある町づくりに資することを目的として、1歳から3歳までの児童を家庭で保育する世帯に経済的支援を行う。)	町	7,200		1,800	1,800	1,800	1,800	
		中山間地域介護サービス確保対策 事業 (介護サービス事業者に対し助成を 行うことで、経営の安定を図り、介護 サービスの供給を確保する。)	町	20,000				10,000	10,000	
	小 計	_	_	942,530	11,370	47,965	23,565	79,093	785,465	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	_	_	72,730	870	12,965	12,965	22,965	22,965	
	過疎債ソフト分 事業実施分	_	_	72,730	870	12,965	12,965	22,965	22,965	
	過疎債ソフト分基金積立分	_	_							
	基金取崩分	—	—							
5. 医療の確保	(1) 診療施設 病院	病院施設の改修等	町	10,000				10,000		
		医療機器等整備	町	74,200	11,800	16,500	5,900	20,000	20,000	
		医師住宅、職員住宅の整備改修	町	30,000					30,000	
	(3) 過疎地域自立促進特別事業	医療技術職員資格取得資金貸付事業(将来町立病院の看護師を目指す人に資格取得に要する経費の貸付支援を行い、取得後採用した場合には返済を免除する)	町	6,000	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	

		_				3	変更後			
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	度	別	区	<del>}</del>	備考
				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	)HII '7
		職員就職支度金貸付事業(医療スタッフ確保のために、就職の際に必要となる経費等を支度金として貸し付ける)	町	20,000	5,000	5,000	5,000	5,000		
		医療職員確保のための情報発信委託事業(医療系専門職求人サイトを利用した情報発信により、医療スタッフの確保を図る)	町	5,500	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
		過疎地の勤務医論文検索システム対 策(医師の医療研究のためのイン ターネットによる学術論文検索サー ビスを提供するための経費)	町	1,000	200	200	200	200	200	
		過疎地の勤務医研修支援事業(特に若手医師の研究派遣によるモチベーションの確保対策)	町	3,500	700	700	700	700	700	
	小 計	-	_	150,200	20,000	24,700	14,100	38,200	53,200	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	_	<u> </u>	36,000	8,200	8,200	8,200	8,200	3,200	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	_	36,000	8,200	8,200	8,200	8,200	3,200	
	過疎債ソフト分基金積立分	—	_							
	基金取崩分	—	<u> </u>							
6. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設校 舍	老朽化施設の改修	町	55,000				37,000	18,000	
	教職員住宅	教員住宅整備改修	町	11,600	11,600					
	屋内運動場	照明機器等改修	町	8,000			8,000			

t + 10.14			± 1114			:	変更後			
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	度	別	区	र्	備考
				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	, thi
	その他	衛生設備改修	町	30,000		15,000		15,000		
	給食施設	給食施設整備改修	町	4,680					4,680	
	(3)集会施設、体育施設等 集会施設	地域振興・活性化センター・まなび宿 等整備・改修	町	115,200		12,200	103,000			
	体育施設	社会体育館整備(小学校体育館併用)(耐震補強等)	町	489,000		38,000	450,000		1,000	
		テニスコート整備(駐車場整備)	町	15,000		15,000				
		総合グラウンド夜間照明改修(LED 照明)	町	92,600					92,600	
	図書館	図書館システム改修	町	10,010				10,010		
	(4) 過疎地域自立促進特別事業	学校や家庭における教育支援(指導補助者の配置や教員県研修会等を実施し、地域全体で教育を支えるまちづくりを目指す)	町	100,000	28,000	18,000	18,000	18,000	18,000	
		国際交流事業(海外派遣事業など国際交流を通じて英語に対する興味関心を高め、国際感覚と英語でのコミュニケーションカの育成を図る)	町	14,800	4,800	2,500	2,500	2,500	2,500	
		ICT教育の充実(ICT機器の導入・更新およびデジタル教材の作成など、I CT教育の推進により効果的効率的な学習を支援する)	町	33,500	27,500	2,000	2,000	2,000		

						3	変更後			
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	度 度	別	区分	分	備考
				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	IM 75
		高等学校教科書等助成事業 (日南町に居住または日南町出身者 の高校生等が高等学校等において 教育を受けることに係る保護者等の 経済的負担の軽減を図り、教育の機 会均等に寄与することを目的に、高 等学校(中等教育学校の後期課程、 高等専門学校の初期の修業年限の 3年間を含む)に在籍する生徒の教 科書と副教材の費用を対象として補 助する。)	町	6,300		1,700	1,600	1,500	1,500	
		高等学校等通学費等助成事業(日 南町在住又は出身の高校生等が高 等学校等において教育を受けること に係る保護者等の経済的負担の軽 減を図り、教育の機会均等に寄与す ることを目的に、高等学校(中等教 育学校の後期課程、高等専門学校 の初期の修業年限の3年間を含む) に在籍する生徒の通学費等の費用 を対象として補助する。)	町	15,100			5,100	5,000	5,000	
		米飯給食負担金支援事業 (日南町内の児童・生徒に対して町 が推進している米飯給食のうち、米 代金を補助し、物価が上昇している 中、保護者の負担軽減を図る)	町	1,000					1,000	
	小 計	_	_	1,001,790	71,900	104,400	590,200	91,010	144,280	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	_	170,700	60,300	24,200	29,200	29,000	28,000	
	過疎債ソフト分 事業実施分 過疎債ソフト分		_ _	170,700	60,300	24,200	29,200	29,000	28,000	
	基金積立分基金取崩分	_	_							
7. 地域文化の 振興等		文化団体活動助成(サークル活動等 を支援することで、文化の振興、社 会教育の推進を図る)	町	4,000	800	800	800	800	800	

+ 1 IP 1/4			vite			3	変更後			
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	度	別	区分	<b>ं</b> ने	備考
				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	IM 75
		特色ある地域活動助成(地域まちづくり協議会等が地域の特性を活かした活動を推進することに対し助成する)	町	3,500	700	700	700	700	700	
	(3) その他	文化センター設備等改修工事	町	151,400	25,400			96,000	30,000	
		郷土資料館の整備	町	16,100				16,100		
		文化センター舞台装置更新	町	31,000		31,000				
	小 計	_	_	206,000	26,900	32,500	1,500	113,600	31,500	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	_	_	7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	過疎債ソフト分 事業実施分 過疎債ソフト分 基金積立分	— —	<u> </u>	7,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
	基金取崩分	_	_							
8. 集落の整備	(1)過疎地域集落再編整備	過疎地域定住対策敷地造成等 (宅地造成、住宅整備等)	町	61,539	61,539					
	(2) 過疎地域自立促進特別事業	集落支援員の設置(地域まちづくり協議会の充実含む)(集落の維持のために行うさまざまな話し合い活動を行うための支援員を各地域に確保する)	町	28,280		4,880	7,800	7,800	7,800	
		地域まちづくり協議会への集落維持・活性化支援助成(地域まちづくり協議会の活動に対して支援を行い、地域の活性化を図る)	町	13,837	2,328	2,449	3,060	3,000	3,000	

			vii.			3	変更後			
自立促進 施策区分	事業名(施設名)	事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	<b>E</b> 度	別	区	分	備考
W_1,1,1				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	IM 75
		若者の結婚・定住の促進(婚活イベント等を開催し若者同士の交流や地域の活性化を目指す)	町	3,000			1,000	1,000	1,000	
		中心地ゾーン現地測量等事業(中心地域整備構想に基づき、対象地域の測量調査等を実施する)	町	5,000			5,000			
		新卒者等地域就業支援事業(新卒 者等が町内企業に就職した際に助 成することで、雇用の創出、定住促 進を図る)	町	10,800			3,600	3,600	3,600	
		空き家・廃屋対策事業(家屋撤去等を援助することにより、空き家・廃屋 の適切な管理を促し、地域の生活環境の保全を図る)	町	15,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	小 計	_	_	137,456	66,867	10,329	23,460	18,400	18,400	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	<u> </u>	75,917	5,328	10,329	23,460	18,400	18,400	
	過疎債ソフト分 事業実施分	_	<u> </u>	75,917	5,328	10,329	23,460	18,400	18,400	
	過疎債ソフト分基金積立分	—	_							
	基金取崩分	—	_							
9. その他地域の自立促進に関し必要な事項		家庭用発電設備等導入促進助成 (自然エネルキーの利活用の促進を図 りCO2 削減に努める)	町	6,820			2,620	2,100	2,100	
		木質バイオマス発電事業助成(木質 バイオマス発電事業を行う企業誘致 を助成することにより、森林資源の 活用した地場産業の育成、自然エネ ルギーの利用によるCO2削減を図 る)	町	50,000				50,000		

± ± /D.\\	事業名 (施設名)		- 114				変更後			
自立促進 施策区分		事 業 内 容	事 業 主 体	概算	年	<u></u> 度	別	区	分	備考
				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	畑 つ
		土地・家屋台帳履歴管理システム導入事業(現在紙ベースで管理されているものを電子化することにより、利便性の向上及び省力化を図る)	町	8,000				8,000		
		LED等防犯灯の設置助成(地域の安心・安全や省エネルギー化を図る)	町	2,500	500	500	500	500	500	
		住民参画協議会の実施(移住者を中心に自由な発想・行動力を発揮できる仕組みを構築し、地域の活性化などの課題解決を図る)	町	440				40	400	
	(2)自然エネルギーを 利用するための 施設・整備	木質バイオマスエネ利用設備	町	26,800					26,800	
		新石見小水力発電所導水路改修	町	28,000			28,000			
		高齢者福祉施設太陽光発電設備整備	町	38,600					38,600	
	小 計	_	_	161,160	500	500	31,120	60,640	68,400	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	—	—	67,760	500	500	3,120	60,640	3,000	
	過球債ソフト分 事業実施分 過球債ソフト分	—	—	67,760	500	500	3,120	60,640	3,000	
	基金積立分	—	<u> </u>							
	基金取崩分	_	_							

<b>☆ ↓</b> /□ <b>/</b> #			± **	変 更 後						
自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事 業 内 容	事 業   主 体	集		区分		借 <del>老</del>		
,,,,,,,				事業費	H28	H29	H30	R1	R2	76
	総計			10,057,154	1,172,146	995,860	1,978,848	3,406,888	2,507,375	
	(うち過疎地域自立促進特別事業分)	<del>-</del>	_	1,172,852	189,806	216,568	297,804	263,498	205,176	
	過疎債ソフト分 事業実施分	—	_	1,172,852	189,806	216,568	297,804	263,498	205,176	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	過疎債ソフト分 基金積立分	_	_							
	基金取崩分	<del>_</del>	_							

公の施設に係る指定管理者の指定ついて(ふるさと日南邑及び日南町緑地等利用施設緑の館)

次のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

日南町長 中村 英明

公の施設に係る指定管理者の指定

- 1. 指定管理者の名称及び住所 テック株式会社 代表取締役 上村 勝文 大阪市中央区船越町1丁目3番5号 マーキュリー愛晃ビル402号
- 2. 管理に係る施設の名称及び所在地 ふるさと日南邑及び日南町緑地等利用施設緑の館 日南町神戸上2962番地1
- 3. 管理に係る期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで
- 4. 管理業務の範囲
  - ①ふるさと日南邑及び日南町緑地等利用施設緑の館の利用に関する業務
  - ②施設及び設備の維持管理に関する業務
  - ③施設の運営に関する業務のうち町長が必要と認める業務
- 5. 利用料に関する事項

ふるさと日南邑の設置及び管理に関する条例(昭和61年日南町条例第20号)第8条及び日南町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例(平成元年日南町条例第7号)第7条の規定に基づき、利用料金を指定管理者の収入として収受させる。











字



主







指定管理者指定申請書



令和元年 人2月 4日

日南町長

様





申 請 者

所 在

甲540-0036 大阪市中央区船越町1丁目3番5号

寸 体 名

マーキュリー愛晃ビル402号 テック株式会社

代表取締役 上 村 勝

代表者氏名 TEL06-4792-7841 FAX06-6949-4802 連絡先(電話)

日南町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指 定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1. 指定管理者の指定を受けようとする施設の名称

ふるせと日南邑

#### 添付書類

- 公の施設の事業計画書
- 2 管理に係る収支計画書
- 経営状況を説明する書類 3
- 4 申請資格を有していることを証する書類
- 5 その他町長が必要とする書類

<b>登</b> 理 番号		12	04	01	
分類番号					
保存教	1	3	5	10	永

# 令和2年度 事業計画書

施設名 ふるさと日南邑ファームイン 事業年度 令和2年4月1日~令和3年3月31日

大阪府大阪市中央区船越町1丁目3番5号マーキュリー愛晃ビル402号室

テック株式会社

1の管理に関する事業計画書							
申請年月日 令和元年12月 4日							4日
団 体 名	テック株式	<b>式</b> 会社					
代表者名	上村服	学 文	創立年月日				
団体所在地	〒540-0036 大阪市中央区船越町1丁目3番5号 マーキュリー愛紀じル402号						
電話番号	06-4792	2-7841	FAX番号	06-6	5 9 4 9	-4802	
E. mail	info@teck-osaka	ı,com					
現在運営してい	いる類似施設名	所 在 地	主な業務内	容	運営	営開始年月日	
無	し				開始・終了	•	
					開始・終了	•	
	事	業計	画 (別	紙 可)			

## 【管理運営を行うに当たっての経営方針について】

1. 目 的

自然豊かな日南町の素晴らしさを日南邑から発信し、中四国を中心に日南町の知名度を高める。

2. 当面の管理運営について

現在の顧客を大切にし新しい利用客を開拓していく。施設の整備を行い清潔感と明るさを向上させる。

【安全・安心面からの運営の具体策など特徴的な取り組みについて】 定期的に施設の安全点検を行い事故の未然防止に努める。

## 【施設の管理について】

- 1. 職員の配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む) 本社 → 支所長 → 事務員・調理員
- 2. 職員の研修計画

サービスと安全の向上を目指し年1回以上の研修を行う。

## 経理

日南邑として独立採算制の実現により経営体制の充実を目指す。

## 【施設の運営について】

1. 年間の自主事業計画(別紙)

メインテーマ

雄大な自然の中で、ゆっくりした時の流れを楽しみ、心身ともにリフレッシュできる 環境を作る。

日南町の歴史と食文化の素晴らしさを日南邑より発信する。

2. サービスを向上させるための方策

従業員の研修により、お客様が満足できるサービスの向上に努める。

3. 利用等の要望の把握及び実施案

お客様の要望と運営の改善のためアンケート調査の実施。ホームページの開設による情報の発信と、顧客との直接的な連携を図る。

4. 利用者のトラブルの未然防止と対処方法

トラブルが発生しないよう従業員教育を徹底し、お客様には常に誠意をもって対応する。

トラブル発生時は速やかな伝達により情報共有し、職員一同で対処するための方策をマニュアル化する。

5. その他(地域との連携、他施設との連携)

地域の声を広く聞き要望に応えると共に、地域施設との連携を深め協力して日南町の素晴らしさを県内外に発信する。

## 【個人情報の保護の処置について】

内部の管理体制の徹底により、個人情報の秘密を守ること。個人情報は外部には洩らさない。

## 【緊急事態について】

1. 防犯、防災の対応について

組織図・マニュアルを作成し従業員に徹底する。 訓練活動の実施。

2. その他緊急時の対応

緊急時連絡網を作成・徹底を図る。

## 【団体の理念について】

1. 団体の経営方針等

創造、勇気実践を旗印に、より高度なサービスを提供する為、頭脳を結集して新たなる可能性を追求すると共に、地域への貢献度を高める。

2. 指定管理者の指定を申請した理由

会社の経営の方針に従って、より地域に密接なつながりを持ち少しでも地域に貢献で きる企画を目指すため。

日南町の自然環境の素晴らしさを発信するため。

3. 施設の現状に対する考え方及び将来展望

日南邑の施設を有効に活用するため、自然と森林ゾーン、豊富な地域的条件を大いに活用すること。

その他特記すべき事項があれば記入してください。

テック株式会社の事務局は日南邑に開設する。

冬季の客層を伸ばす企画運営をする。

他市町村との連携を図る。

地域の産業との協力体制を図る。

## 自主事業計画書(令和元年度)

事 業 名	目 的 ・ 内 容 等	実施期間・回数
旅館・レストラン営業	JAFと提携した広報活動。 自転車、バイク、車、スポーツ団体による各チームへの広報活動、PR。 インターネット、インスタグラムを使ったPR。 日野町と連携して滝山、金持神社、鵜の池などの 観光地も利用した集客。 若者に人気のメニューを取り入れ、食分野の充実を 図る。	通年

事 業 名	目 的 ・ 内 容 等	実施期間・回数
バーベキューハウスの 活用	自転車、バイクツーリングの呼び込みで春から秋にかけてジンギスカン・バーベキューを提供。 学校行事・PTA 行事・地域行事等での利用。 合宿来客者の利用。	春~秋

事業名	目 的 ・ 内 容 等	実施期間・回数
各合宿の充実	リピーター団体客の確保。	
サッカー合宿	近畿圏サッカーチームとの交流・練習試合。	夏休み期間3団体
	サッカースクール・ラグビースクールの練習会。	通年土日3回
ラグビー合宿	近県ラグビーチームとの交流会。	夏休み2団体
	日本代表の経験のあるラグビー選手との交流会と技 術指導。	夏休み1~2回
陸上合宿	日本代表の経験のある陸上選手との交流会と指導。	1~2回
ゲートボール・グランドゴルフの交流大会	健康維持と交流を兼ねた練習会、大会。	6月日南邑杯グラ
		ンドゴルフ大会
		練習・交流、通年
球技大会	地元球技大会。	12月~3月
スキー・スノーボード	花見山と連携しウインタースポーツ客の宿泊。	7月、8月2回
日野高校夏季合宿	夏季講座。	夏休み
大学生の合宿	自然体験とサークル活動。	夏休み
吹奏楽合宿	屋外での演奏体験。	夏休み
	周囲に遠慮なく演奏できる環境で活動。	

事 業 名	目 的 ・ 内 容 等	実施期間・回数
シアトル中学生交流	日南中学校の生徒と交流し、日本文化を理解すると共に友情を深める。	7月
日通共生の森	森林育成活動。	7月・10月
ホタルバスツアー	日南町の自然の豊かさを発信。	6月末~7月
たたらツアー	たたら丼の提供。	10月
森林散策	都市住民との交流。	春~秋
星空観察	自然環境の素晴らしさの発信。	冬
雪遊び	雪像造り、かまくら、ソリ体験。	
トマト収穫体験	実習体験ツアー。	春農場開墾
ピザ焼き	調理体験でピザ焼き。	春~秋
燻製作り	燻製作り体験。	

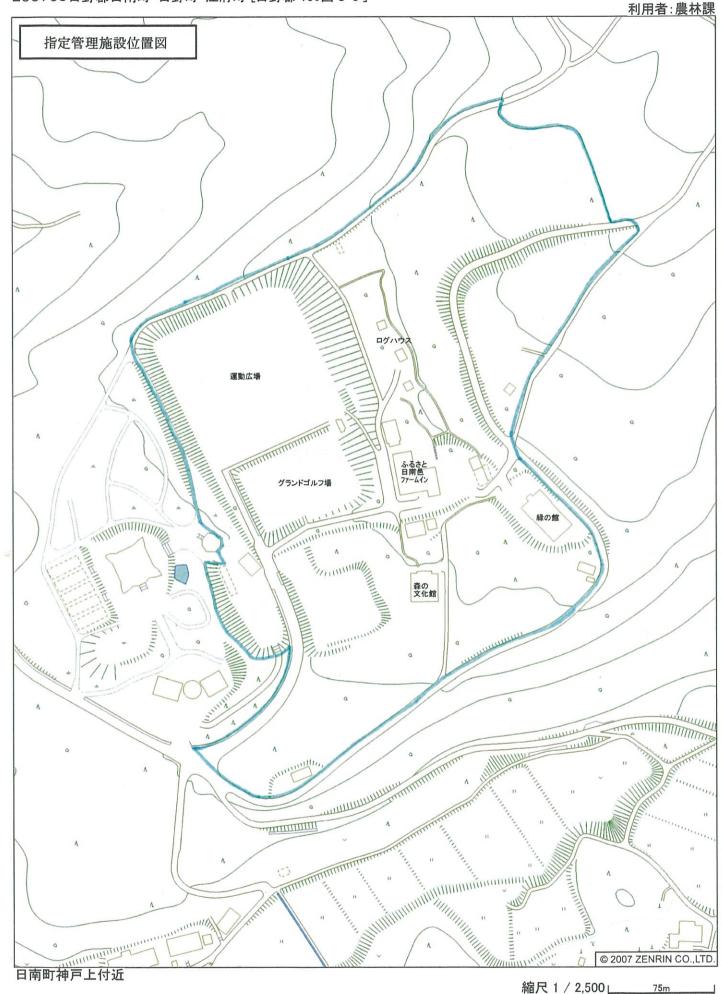
事 業 名	目 的 · 内 容 等	実施期間・回数
各事業所における会合職員旅行の受入	忘年会・新年会での利用。 諸会合での利用。 町外業者からの利用促進。 都会で働きながら自然空間の中で過ごしたいという 思いを持っている人達の職員旅行等の取り込み。	通年

事業名	目 的 ・ 内 容 等	実施期間・回数
冠婚葬祭	施設を利用した祭典。 仕出し。	通年

事業名	目的・内容等	実施期間・回数
ダイヤモンド婚・金婚 式	町内の結婚50年・60年を迎えられた方を祝う。	
同期生会 自治会・地区会	同期生会。総会等、各会合での利用。	通年

# 令和2年度ふるさと日南邑事業収支計画書(指定管理者) 事業年度 令和2年4月1日~令和3年3月31日

収	入 合 計 (A)	36.400.000	備考
	施設利用料	5. 500. 000	
項	食堂収入	22.600.000	
内	売 店 収 入	1.300.000	
	販売(鍋)収入	250.000	
	雑 収 入	50.000	
	委 託 料	6.700.000	
支	出 合 計 (B)	36.300.000	備考
	人 件 費	12.000.000	
	事 務 費	2.800.000	
項	事 業 費	9.000.000	
内	施設管理費	4. 500. 000	
	高熱水費	4.500.000	
	宣 伝 費	600.000	
	修 繕 費	800.000	
	雑費	400.000	
	施設環境整備費	1. 200. 000	
	管理人人件費	500.000	
収	支 (A) - (B)	100.000	



#### 議案第11号

公の施設に係る指定管理者の指定ついて(日南町介護福祉センターあかねの郷及び日南町認知 症高齢者グループホームあさひの郷)

次のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

日南町長 中村 英明

公の施設に係る指定管理者の指定

- 指定管理者の名称及び住所 社会福祉法人 日南福祉会 日野郡日南町下石見2315番地
- 2. 管理に係る施設の名称及び所在地 日南町介護福祉センターあかねの郷 日南町下石見2315番地 日南町認知症高齢者グループホームあさひの郷 日南町生山397番地1
- 3. 管理に係る期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4. 管理業務の範囲
  - ① あかねの郷の維持及び管理
  - ② グループホームあさひの郷の維持及び管理
  - ③ 施設の利用許可
  - ④ 使用料(介護報酬等)の収受
  - ⑤ 上記に付随する業務
- 5. 利用料に関する事項

日南町介護福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成17年日南町条例第2号)第7条第3項の規定、日南町認知症高齢者グループホームの設置及び管理に関する条例(平成22年日南町条例第12号)第7条第3項の規定に基づき、使用料を指定管理者の収入に収受させる。



## 指定管理者指定申請書

令和2年2月21日

日南町長 中村英明 様

申請者

所在地 日野郡日南町下石見2315番地

団体名 社会福祉法人日南福祉会

代表者氏名 理事長 坪 倉 孔 喜 連絡先(電話) 0859-83-0842

2

日南町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第3条の規定による指定管理者の指 定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1. 指定管理者の指定を受けようとする施設の名称
  - 日南町介護福祉センターあかねの郷
  - 日南町認知症高齢者グループホームあさひの郷

## 添付書類

- 1 公の施設の事業計画書
- 2 管理に係る収支計画書
- 3 経営状況を説明する書類
- 4 申請資格を有していることを証する書類
- 5 その他町長が必要とする書類

## 参考様式(第4条第1号関係)

	日南町公の	施設の管理に関	す	る事業計画書			
			ı	申請年月日	令和2	年2月21日	
団 体 名	社会福祉法人	日南福祉会					
代表者名	理事長 坪倉	孔喜		設立年月日	平成1	6年5月12日	
団体所在地	鳥取県日野郡日	日南町下石見2	3 1	5番地			
電話番号	0859-83	3-0842		FAX番号	0859	9-83-084	6
E-mail	info-akane@r	ı-akane.jp					
現在運営してい	いる類似施設名	所 在 地	Ξ	主な業務内容	運営	開始年月日	
日南町介護福祉センターあかねの郷		日南町下石見	特別養護老人ホー	開始	R 2年 4月		
		2 3 1 5	A	ム等指定管理運営	終了	R7年 3月	
グループホーム	あさひの郷	日南町生山		DITAL	R 2年 4月		
		3 9 7 - 1		同生活援助事業 指定管理運営	終了	R 7年 3月	
					開始	年 月	
- N. S.					終了	年 月	
					開始	年 月	
					終了	年 月	
					開始	年 月	
					終了	年 月	
					開始	年 月	
					終了	年 月	
-L- NII I			-				

## 事業計画(別紙可)

## 【管理運営を行うに当たっての経営方針について】

- ○社会福祉法及び関連法規に則した事業運営並びに経営を行う。
- ○日南町の福祉施策を踏まえて、地域の実態を考慮した事業展開を図る。
- ○ご利用者の個人の尊厳を保持し、地域社会において自立した生活を営むことができるよう支援する。

## 【安全・安心面からの運営の具体策など特徴的な取組について】

- ○職員の資質向上を図り、より質の高いサービス提供を目指す。
- ○事例、苦情等の検証を怠ることなく、安全と安心のケアを提供する。
- ○防災計画に基づく火災、土砂災害等の避難訓練を定期的に実施し、危機管理意識を高める。
- ○損害賠償責任保険への加入、並びに日頃からのリスクマネジメントの積み重ねにより万一の 事故等に備える。

#### 【施設の管理について】

1. 職員の配置(指揮命令系統が分かる組織図を含む) 別紙、組織機構図のとおり

2. 職員の研修計画

初任者、中堅、管理職等の階層、並びに職種に応じた研修を計画的に実施し、人材育成を行い質の高いサービス提供に向けて研鑽する。今後、介護職員実務者研修体制を整備し、法人内で介護福祉士の資格取得できるよう取り組む。

人権問題、法令遵守に係る職員教育に積極的に取り組む。

3. 経理

「社会福祉法人新会計基準」及びこれに準拠した「社会福祉法人日南福祉会経理規程」に基づき、透明性のある経理処理を行い、経営に資する。

#### 【施設の運営について】

1. 年間の自主事業計画

地域福祉全体の現状と今後を捉え、関係機関と連携して地域ニーズに応じた福祉サービスを計画・実施する。

- 2. サービスを向上させるための方策
  - ○利用される方及びその家族の方の理解が得られるよう、説明責任を果たす。
  - ○研修派遣、研修受け入れ等により、多角的視点でのサービス検証に努める。
  - ○サービス情報の公表、外部評価等の制度を利用し、客観的評価を受ける。
  - ○介護保険制度、事業環境変化の情報収集を速やかに行い、適応したサービス提供に努める。
- 3. 利用者等の要望の把握及び実現策
  - ○利用される方との対話やアンケート調査による意向の把握
  - ○介護支援専門員からの聴取
  - ○意見箱等の設置
  - ○苦情解決・接遇改善委員会及び苦情解決第三者委員会の開催
  - ○家族との交流、対話
  - ○上記による意見、要望について検討し、その改善に努める。
- 4. 利用者のトラブルの未然防止と対処方法
  - ○サービスの利用にあたって、契約書並びに重要事項の内容について丁寧な説明を行い、責任を果たす。
  - ○苦情、相談の受付並びに管理体制について、その機能を内外に周知する。
  - ○関連研修の実施により、職員の危機管理意識の高揚を図る。
- 5. その他(地域との連携、他施設との連携等)
  - ○日南町が実施している地域ケア会議及び在宅支援会議へ積極的に参加する。
  - ○保健、医療、福祉連携へ参画、他施設と交流により、相互の向上に努める。
  - ○協力病院等との連携を密にし、地域生活における自立支援を推進する。
  - ○地域との交流を重視し、積極的に介護情報の提供、ボランティア受け入れ等を行う。
  - ○介護者の集いや介護予防事業を担い、地域福祉の充実に努める。

## 【個人情報の保護の措置について】

個人情報保護規程を設けるとともに、個人情報保護方針を周知することにより個人情報の適切な取扱に期する。

## 【緊急事態策について】

1. 防犯、防災の対応

法人、事業所毎に定めた防災計画に基づき対応する。

各事業所において、年2回の避難訓練を実施する。また日南町総合防災訓練に参加し、 危機管理意識の高揚に努める。

2. その他緊急時の対応

日南町をはじめ関係機関への通報、報告を行う。

利用者急変等の場合は、病院、家族への連絡等必要な措置を講じる。

## 【団体の理念等について】

1. 法人理念

今日のやすらぎ 明日のあんしん

~やさしく ゆったり よりそって~

- 2. 団体の経営方針等
  - ○健全経営
  - ○「まごころのサービス」
  - ○職員の自己実現
- 3. 運営方針
  - ○日南町地域包括ケアを推進する
  - ○高齢者の尊厳を支えるケアの確立
  - ○施設介護と在宅介護の連携
  - ○新しい形の保健・医療・福祉の位置づけの展開
  - ○人材育成、人事考課、組織改革、研修の推進
  - ○地域の要望への実現追求
  - ○ご利用いただく方に満足してもらえ、職員が喜びを感じる職場に
  - ○地域との関わり合いの重視
  - ○いつも清潔で明るい職場
- 4. 指定管理者の指定を申請した理由

14年に渡る事業運営を踏まえて、事例、ノウハウを生かしたより良いサービスを提供し、地域から求められる福祉の探求と事業継続の実現に向けて取り組みたい。

- 5. 施設の現状に対する考え方及び将来展望
  - ○厳しい経営環境に鑑み、持続的な経営を目指し経営改善に努める。
  - ○設備等を順次更新、入れ替えしてもらっているが、老朽化等による不具合について、定期的な保守、点検により、極力継続利用できるように努める。
  - ○福祉人材不足の現状ではあるが、働きやすい職場環境、魅力ある職場づくりの取組みを 実践していく。
  - ○事業体制に係る人材不足を鑑み、事業体制の見直し、従来の介護方法を道具、機械を活用して職員の負担軽減を図っていく。
  - ○将来的な人口減少、高齢者の状況(人口、介護度他)を注視しながら今後の事業計画を 検討する。

## その他特記すべき事項があれば記入してください。

# 自主事業計画書 (R2年度)

事 業 名	目 的 ・ 内 容 等	実施時期・回数
福祉有償運送事業	地域支援事業(主として通院送迎)と位置づけ、利用者ニーズに応じた利用の促進を図る。	事前登録制で、ニーズに 応じ、その都度実施

事業名	目 的 ・ 内 容 等	実施時期・回数
事業所内保育事業	ワークライフバランスに寄与することを 目的として、法人職員、町内企業職員や地 域の子育て支援に取り組む。	毎日実施 ※利用が集中した場合 は応相談

## 参考様式(第4条第2号関係)

	令	和2年度 社会福祉法人日南福祉会経常収支計画書				
収入	入合計(A)	739,549千円				
	介護保険収入	7 1 1, 4 4 8				
項	保育収入	5, 740				
均	障がい等収入	9, 900				
	その他事業収入	1 4 5				
	寄付金収入	5 5 0				
目	利息配当金収入	1				
	その他収入	11,765				
支出	出合計(B)	739,549千円				
	人件費支出	594, 513				
	事業費支出	90, 569				
項	事務費支出	53,777				
	利用者負担軽減	3 5 0				
	支払利息支出	1 0 0				
目	その他支出	2 4 0				
収3	支差額(A)−(B)	0千円				

- ※ 年間(12ヶ月)の収支は、管理の代行開始から年度末までの収支を記入してください。
- ※ 収支計画は、指定管理施設を拠点として行う事業並びに法人本部の1ヶ年の試算金額です。

## 議案第12号

第6次日南町総合計画(基本構想)の策定について

次のとおり、第6次日南町総合計画(基本構想)を策定することについて日南町総合計画策定条例(平成24年日南町条例第1号)第4条の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

日南町長 中 村 英 明

日南町総合計画策定条例(平成24年日南町条例第1号)第4条の規定に基づき、第6次日南町総合計画(基本構想)を別冊のとおり定める。

## 議案第13号

日南町国民健康保険出産費資金貸付に関する条例の廃止について

次のとおり、日南町国民健康保険出産費資金貸付に関する条例を廃止することについて、地方 自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町国民健康保険出産費資金貸付に関する条例の廃止について

日南町国民健康保険出産費資金貸付に関する条例(平成13年日南町条例第13号)は、廃止する。

附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第14号

日南町交通安全指導員条例の廃止について

次のとおり、日南町交通安全指導員条例を廃止することについて、地方自治法(昭和22年法律 第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町交通安全指導員条例の廃止について

日南町交通安全指導員条例(昭和43年日南町条例第24号)は、廃止する。

附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 議案第15号

日南町職員の服務の宣誓に関する条例等の一部改正について

次のとおり、日南町職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正することについて、地方自 治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町職員の服務の宣誓に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 日南町職員の服務の宣誓に関する条例(昭和45年日南町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(職員の服務の宣誓) 第2条 (略) 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する 会計年度任用職員の服務の宣誓について は、前項の規定にかかわらず、任命権者 は、別段の定めをすることができる。	(職員の服務の宣誓) 第2条 (略) <u>(新設)</u>

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 日南町立学校教職員の服務の宣誓に関する条例(昭和45年日南町条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前				
(服務の宣誓) 第2条 (略) 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する 会計年度任用職員の服務の宣誓について は、前項の規定にかかわらず、任命権者 は、別段の定めをすることができる。	(服務の宣誓) 第2条 (略) <u>(新設)</u>				

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

日南町監査委員条例等の一部改正について

次のとおり、日南町監査委員条例等の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町監査委員条例等の一部を改正する条例

第1条 日南町監査委員条例(昭和45年日南町条例第10号)の一部を次のように改正する。

(趣旨)

第1条 日南町監査委員(以下「監査委員」という。)に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第195条第2項及び第202条の規定に基づき、法令に規定する ものを除くほか、この条例に定めるところによる。

(定期監査)

第4条 法第199条第4項の規定による監査は、<u>毎年度9月から2月</u>までの間においてこれを行う。ただし、都合によりこの期間以外に行うことができる。

(請求又は要求による監査)

第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2 項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2の2第3</u> 項の規定による監査の請求又は第199条第6項 の規定による監査の要求があったときは、当 該監査の請求又は要求を受理した日から10日 以内に監査に着手しなければならない。 (趣旨)

第1条 日南町監査委員(以下「監査委員」という。)に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第195条第2項及び第202条の規定に基づき、法及びこれに基づく政令に規定するものを除くほか、この条例に定めるところによる。

(定例監査)

第4条 法第199条第4項の規定による監査は、<u>毎年6月から10月</u>までの間においてこれを行う。ただし、都合によりこの期間以外に行うことができる。

(請求又は要求による監査)

第6条 監査委員は、法第75条第1項、第98条第2項、第242条第1項若しくは<u>第243条の2第3項</u> \_\_の規定による監査の請求又は第199条第6項 の規定による監査の要求があったときは、当 該監査の請求又は要求を受理した日から10日 以内に監査に着手しなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 日南町病院事業の設置等に関する条例(昭和43年条例第14号)の一部を次のように改正する。

(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第4条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の2第8項</u>の 規定により、病院事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得な

ければならない場合は、当該賠償責任に係る

第4条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号)<u>第243条の2第8項</u>の 規定により、病院事業の業務に従事する職員

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

規定により、病院事業の業務に従事する職員 の賠償責任の免除について議会の同意を得な ければならない場合は、当該賠償責任に係る 賠償額が5万円以上である場合とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

賠償額が5万円以上である場合とする。

第3条 日南町簡易水道事業の設置等に関する条例(平成31年条例第5号)の一部を次のように改正する。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号)<u>第243条の2の2第8項</u>の 規定により、簡易水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を 得なければならない場合は、当該賠償責任に 係る賠償額が5万円以上である場合とする。 (議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号)<u>第243条の2第8項</u>の 規定により、簡易水道事業の業務に従事する 職員の賠償責任の免除について議会の同意を 得なければならない場合は、当該賠償責任に 係る賠償額が5万円以上である場合とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

第4条 日南町下水道事業の設置等に関する条例(平成31年条例第6号)の一部を次のように改正する。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の 規定により、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号)<u>第243条の2第8項</u>の 規定により、下水道事業の業務に従事する職 員の賠償責任の免除について議会の同意を得 なければならない場合は、当該賠償責任に係 る賠償額が5万円以上である場合とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 議案第17号

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和46年日南町条例第8号) の一部を次のように改正する。

(期末手当)

第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

(期末手当)

第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額の100分の120に相当する額に日南町職員の給与に関する条例(昭和46年日南町条例第10号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により算定した額による。この場合において、その例によることとされる日南町職員の給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

#### 議案第18号

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

日南町長 中村 英明

のは「100分の167.5」とする。

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和46年日南町条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後 改正前 (期末手当) (期末手当) 第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報 第6条 議会の議員の受ける期末手当の額は、報 酬月額の100分の120に相当する額に一般の職 酬月額の100分の120に相当する額に一般の職 員の例により一定の割合を乗じて得た額とす 員の例により一定の割合を乗じて得た額とす る。この場合において、その例によることと る。この場合において、その例によることと される日南町職員の給与に関する条例(昭和46 される日南町職員の給与に関する条例(昭和46 年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適 年日南町条例第10号)第19条第2項の規定の適 用については、同項中「100分の130」とある 用については、同項中「100分の130」とある

備考 改正部分は、下線の部分である。

のは「100分の170」 とする。

附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第19号

日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日南町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和56年日南町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後					改正前					
別表第 1 (第 2 条関係) 報酬					別表第1(第2条関係) 報酬					
教育委員会の委員	教育委員会の委員 委員		月額	36,000円		教育委員会の委員		委員	月額	36,000 円
選挙管理委員会の多	選挙管理委員会の委員		日額	5,500円		選挙管理委員会の委員		委員長	日額	5, 500 円
		委員	同	5,000円				委員	同	5,000 ₽
監査委員	監査委員 識見を有する者の		月 額	51,000円		離見を有する者 監査委員		皆のうちから選任された委員		51,000 ₽
	議会の議員のうち	議会の議員のうちから選任された委員		25,500円			議会の議員のうち	から選任された委員	同	25, 500
固定資産評価審査委			日額	5,300円	固定資産評価審査委員会の委員		委員長	日額	5, 300 F	
		委員	同	4,800円				委員	同	4,800 F
曲业工日人。工日		会長	月 額	51,000円	##************************************		会長	月額	51,000 ₽	
農業委員会の委員		会長職務代理者	同	41,000円		農業委員会の委員		会長職務代理者	同	41,000 🏻
		委員	同	36,000円			委員		同	36,000 ₽
農地利用最適化推進	進委員		同	36,000円		農地利用最適化推進委員			同	36,000 ₽
交通指導員		年 額	38,900円	交通指導員		年額	38, 900 ₽			
スポーツ推進委員		同	20,000円	スポーツ推進委員		同	20,000 🏻			
選挙長		日額	10,800円 以内	選挙長			日額	10,600 P 以内		
			同	12,800円 以内		投票管理者			同	12,600 P 以内

期日前投票管理者		同	11,300 P 以内
開票管理者		同	10,800 F 以P
投票立会人		同	10, 900 F 以
期日前投票立会人	同	9,600 F 以F	
開票立会人	同	8,900 F 以	
選挙立会人	同	8,900 F 以F	
専門委員及び前各号に掲げる者を除く附属機関の	長	同	3, 500 [
委員その他の構成員	その他	同	3,500

期日前投票管理者		同	<u>11, 100 円</u> 以内
開票管理者	同	10,600円 以内	
投票立会人	回	<u>10,700円</u> 以内	
期日前投票立会人	回	<u>9,500 円</u> 以内	
開票立会人	同	<u>8,800 円</u> 以内	
選挙立会人	同	<u>8,800 円</u> 以内	
専門委員及び前各号に掲げる者を除く附属機関の	長	回	3,500円
委員その他の構成員	その他	同	3,500円

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第20号

日南町消防団条例の一部改正について

次のとおり、日南町消防団条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第 96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町消防団条例の一部を改正する条例

日南町消防団条例(昭和45年日南町条例第46号)の一部を次のように改正する。

#### 改正後 別表第2(第14条の2関係) 費用弁償 区分 支給単位 金額 水火災その他の災害の場合 1回につき 3,500 円 警戒の場合 3,500 円 訓練の場合 3,500円 IJ その他の職務に従事する場合 3,500 円 IJ

別表第2(第14条の2関係)

## 費用弁償

区分	支給単位	金額
水火災その他の災害の場合	1回につき	3,000円
警戒の場合	IJ	3,000円
訓練の場合	IJ	3,000円
その他の職務に従事する場合	IJ	3,000円

改正前

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## 議案第21号

日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部改正について

次のとおり、日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

日南町長 中村 英明

改正前

日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例の一部を改正する条例

改正後

日南町被災者住宅再建等支援事業助成条例(平成13年日南町条例第23号)の一部を次のように改正する。

		以止1	<b></b>		以上則						
(支援金の額)						(支援金の額)					
第4条 前	条第1項	原1号の被災	《者住宅	再建等支援金の額	第4条 前条第1項第1号の被災者住宅再建等支援金の額						
は、別表	₹ <u>1</u> の第5	欄に定める	額以下と	こする。	は、別表の第5欄に定める額以下とする。						
2 前条第	1 項第	2号の被災者	全住字修	:繕促進支援金の額							
		三める額以下			は、2万円以下とする。						
100 / 2332	2010		/ 🗷 0		1500 27	313511		, 40			
別表 1(第	3 条及で	び第4条関係	<u>(</u>		別表(第	3条及	び第4条関係	系)			
7324 2 (7)		2 2/4 1 2/4/2/1/1	•/		// // // // // // // // // // // // //			117			
対象事	完了	対象世帯	申請	支援金の額	対象事	完了	対象世帯	申請	支援金の額		
業	期間	7,3,2,0	期間	3400	業	期間	7,4,3,7,2,1,1	期間			
(1)~	略	略	略	略	(1)~	略	略	略	略		
(6)		1			(6)						
(7)—	2年	一部損壊	1年	補修に要する経	(7)	2年	一部損壊	1年	補修に要する経		
部損壊	,	世帯の世	,	費(30 万円を限	部損壊	,	世帯の世	,	費(30万円を限		
世帯		帯主また		度とするが、応	世帯		帯主また		度とする。		
(被害		は当該居		急修理を受ける			は当該居				
割合 1		宅の所有		ことができる場			宅の所有				
0%以		者(町長		合にあっては、			者(町長				
上)		が別に定		応急修理のため			が別に定				
		めるもの		に支出されるべ			めるもの				
		に限る)		き費用の額を控			に限る)				
				<u>除する。)</u>					)		
(8)~	略	略	略	略	(8)~	略	略	略	略		
(9)					(9)						
						1	•				
別表 2(第	<u>系)</u>		(新設)								
	対象世帯	支給額									
一部損		5万円									
(被害害	以上 10%未										
一部損	壊世帯	(被害割合 5%	~ %未満)	2万円							
<b>農</b>	-11. — <del></del>	へい 下始の	N -	L 7							

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

日南町営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

次のとおり、日南町営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正することについて、地 方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

日南町長 中村 英明

日南町営住宅の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 日南町営住宅の設置及び管理に関する条例(平成9年日南町条例第23号)の一部を次のよ うに改正する。

改正後	改正前
第2章 町営住字の管理	第2章 町党住宅の第

(入居者の公募の方法)

第4条 町長は、入居者の公募を次の各号に 第4条 町長は、入居者の公募を次の各号に 掲げる方法のうち2以上の方法によって行 うものとする。

- (1)~(5) (略)
- (6) 町ホームページ
- 2 (略)

(住宅入居の手続)

- あった日から10日以内に次の各号に掲げ る手続をしなければならない。
  - (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有 する者で、町長が適当と認める連帯保 証人(連帯保証人が保証する極度額は、 入居時の家賃の6月分に相当する額とす る。)の連署する請書に規則で定める書 類を添えて提出すること。
  - (2) (略)

2~5 (略)

(遅延損害金)

第18条の2 町長は、前条の規定により督促 第18条の2 町長は、前条の規定により督促 を受けた者が、同条の規定により指定さ れた期限までに家賃を納入しないとき は、同条の規定により指定した期限の翌

(入居者の公募の方法)

- 掲げる方法のうち2以上の方法によって行 うものとする。
  - (1)~(5) (略)

(新設)

2 (略)

(住宅入居の手続)

- 第11条 町営住宅の入居決定者は、決定の 第11条 町営住宅の入居決定者は、決定の あった日から10日以内に次の各号に掲げ る手続をしなければならない。
  - (1) 入居決定者と同程度以上の収入を有 する者で、町長が適当と認める連帯保 証人

の連署する請書に規則で定める書 類を添えて提出すること。

(2) (略)

2~5 (略)

(遅延損害金)

を受けた者が、同条の規定により指定さ れた期限までに家賃を納入しないとき は、同条の規定により指定した期限の翌

日から納入の日までの期間の日数に応 じ、当該金額に法定利率 を乗 じて計算した金額に相当する遅延損害金 を徴収する。

2 • 3 (略)

(敷金)

第19条 (略)

- 2 (略)
- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の 給付を目的とする債務を履行しないとき は、町は敷金をその債務の弁償に充てる ことができる。この場合において、入居 者は町に対し、敷金をもって賃貸借に基 づいて生じた金銭の給付を目的とする債 務の不履行の弁償に充てることを請求す ることができない。
- 4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅 3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅 を明け渡すとき、これを還付する。ただ し、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付 を目的とする債務の不履行又は当該入居 に係る損害賠償金があるときは、当該敷 金のうちからこれを控除した額を還付す る。
- 5 (略)

(入居者の費用負担義務)

- 第22条 次の各号に掲げる費用は、入居者 の負担とする。
  - (1) (2) (略)
  - (3) 障子及びふすまの張替、ガラスのは め替並びに畳及び建具の修繕に要する 費用(退去時に通常の使用による損耗 しか生じていない場合についても行う こととしているふすまの張替及び畳の 表替え、裏返し又は畳縁の交換に要す る費用を含む。)
  - (4) 共同施設又は 、給水施 設及び汚水処理施設の使用又は維持、 運営に要する費用
  - (5) (略)

(住宅の明渡請求)

第42条 (略)

- 2 (略)
- 3 町長は、第1項第1号の規定に該当するこ とにより同項の請求を行ったときは、当 該請求を受けた者に対して、入居した日 から請求の日までの期間については、近 傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支 払を受けた家賃の額との差額に法定利率

による支払期後の利息を付した額の金

日から納入の日までの期間の日数に応 じ、当該金額に年5パーセントの割合を乗 じて計算した金額に相当する遅延損害金 を徴収する。

2 • 3 (略)

(敷金)

第19条 (略)

2 (略)

(新設)

を明け渡すとき、これを還付する。ただ し、未納の家賃又は損害賠償金があると

金のうちからこれを控除した額を還付す る。

4 (略)

(入居者の費用負担義務)

- 第22条 次の各号に掲げる費用は、入居者 の負担とする。
  - (1) (2) (略)
  - (3) 畳の表替え、破損ガラスの取替え等 の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その 他附帯施設の構造上重要でない部分の 修繕に要する費用
  - (4) 共同施設又はエレベーター、給水施 設及び汚水処理施設の使用又は維持、 運営に要する費用
  - (5) (略)

(住宅の明渡請求)

第42条 (略)

2 (略)

3 町長は、第1項第1号の規定に該当するこ とにより同項の請求を行ったときは、当 該請求を受けた者に対して、入居した日 から請求の日までの期間については、近 傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支 払を受けた家賃の額との差額に年5分の割 合による支払期後の利息を付した額の金 銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4~6 (略)

銭を、請求の日の翌日から当該町営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4~6 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 日南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成7年日南町条例第9号)の一部を次のように改正する。

#### 改正後

(入居の手続)

- 第11条 入居決定者は、決定のあった日から 10日以内に、次の各号に掲げる手続をしな ければならない。
  - (1) 町長の定める資格を有する連帯保証 人<u>(連帯保証人が保証する極度額は、入</u> 居時の家賃の6月分に相当する額とす <u>る。)</u>の連署する請書に規則で定める書 類を添えて提出すること。ただし、町長 は、特別の事情があると認めた者に対し ては、連帯保証人の連署を必要としない こととすることができる。
  - (2) (略)

2~4 (略)

(遅延損害金)

- 第13条の3 町長は、前条第1項の規定により 督促を受けた者が、同条の規定により指定 された期限までに家賃を納入しないとき は、同条の規定により指定した期限の翌日 から納入の日までの期間の日数に応じ、当 該金額に<u>法定利率</u>を乗じて計 算した金額に相当する遅延損害金を徴収す る。
- 2・3 (略)

(修繕の実施及び費用の負担)

第15条 町長は、特定公共賃貸住宅の修繕 (次条に定めるものを除く。)

\_\_を実施するものとする。

2 (略)

(入居者の費用負担義務)

- 第16条 次の各号に掲げる費用は、入居者の 負担とする。
  - (1) (2) (略)
  - (3) 障子及びふすまの張替、ガラスのは

改正前

(入居の手続)

- 第11条 入居決定者は、決定のあった日から 10日以内に、次の各号に掲げる手続をしな ければならない。
  - (1) 町長の定める資格を有する連帯保証

\_\_\_\_\_の連署する請書に規則で定める書類を添えて提出すること。ただし、町長は、特別の事情があると認めた者に対しては、連帯保証人の連署を必要としないこととすることができる。

(2) (略)

2~4 (略)

(遅延損害金)

- 第13条の3 町長は、前条第1項の規定により 督促を受けた者が、同条の規定により指定 された期限までに家賃を納入しないとき は、同条の規定により指定した期限の翌日 から納入の日までの期間の日数に応じ、当 該金額に<u>年5パーセント</u>の割合を乗じて計 算した金額に相当する遅延損害金を徴収す る。
- 2 3 (略)

(修繕の実施及び費用の負担)

- 第15条 町長は、特定公共賃貸住宅の修繕 (畳の表替え、障子紙の張替え、ふすま紙 張替え、給水栓の取替え等の軽微な修繕を 除く。)を実施するものとする。
- 2 (略)

(入居者の費用負担義務)

- 第16条 次の各号に掲げる費用は、入居者の 負担とする。
  - (1) (2) (略)
  - (3) 畳の表替え、破損ガラスの取替え等

め替並びに畳及び建具の修繕に要する費用(退去時に通常の使用による損耗しか生じていない場合についても行うこととしているふすまの張替及び畳の表替え、裏返し又は畳縁の交換に要する費用を含む。)
(4)・(5) (略)

(4)·(5) (略) 2 (略)

に要する費用

の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他

附帯施設の構造上重要でない部分の修繕

2 (略)

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第11条第1項の改正規定及び第2条中第11条第1項の改正規定については、令和2年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の日前に到来した支払期に係るこの条例による改正前の日南町営住宅の設置及び管理に関する条例第11条の規定及び日南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例第11条に規定する連帯保証人が保証する額については、なお従前の例による。

## 議案第23号

日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について

次のとおり、日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年3月3日提出

#### 日南町長 中村 英明

日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例

日南町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例(昭和45年日南町条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前					
第2章 給水装置の工事及び費用	第2章 給水装置の工事及び費用					
(指定給水装置工事事業者の指定の更新)	(新設)					
第7条の2 給水装置工事を施工する指定給水装置工事	<u> </u>					
業者は、法第25条の3の2の規定により5年ごとにその						
指定の更新を受けなければならない。_						
(給水管及び給水用具の指定)	(給水管及び給水用具の指定)					
<u>第7条の3</u> (略)	<u>第7条の2</u> (略)					
Till the foliage / foliage of the TIT form)	This had been a feet to the same for the same of the s					
別表第3(第28条関係)	別表第3(第28条関係)					
1 町長が公水井栗工事の記記なみ 1/世にっき 7001	□ 1 町長ぶ鈴水壮哭工事の訊急なみ 1 仲にっと 700円					
1 町長が給水装置工事の設計をす 1件につき 790kl るとき	9   1   町長が給水装置工事の設計をす 1件につき 790円   るとき					
	-   3000 円 2 第7条第1項の指定をするとき 1件につき 10,000円					
3 第7条の2の更新をするとき 1件につき 10,000						
	ユー <u>スプロスプ</u> 日 3 第7条第2項の設計審査(材料 1回につき 790円					
の確認を含む。)	の確認を含む。)					
<u>5</u> 第7条第2項の工事の検査をする 1回につき 1,130k						
	E					
6 第18条第2項の消防演習の立 1回につき 5,000	月 <u>5</u> 第18条第2項の消防演習の立 1回につき 5,000円					
会をするとき	会をするとき					
7 第31条第2項の確認をするとき 1回につき 1,130	月 <u>6</u> 第31条第2項の確認をするとき 1回につき 1,130円					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附則

この条例は、公布の日から施行する。